

福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会運営要領

(運営要領)

第1条 福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会（以下「協議会」という）の運営については、福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会規約（以下「規約」という）によるほか、本運営要領によるものとする。

第1章 運営委員会

(構成)

第2条 規約第17条第1項に定める運営委員会の委員は、会員の代表者又はこれの委任を受けた者とする。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

(職務及び権限)

第3条 委員長は、運営委員会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(権能)

第4条 運営委員会は、次の事務を行う。

- (1) 施工グループの審査等
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事会に付すべき事項
- (4) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第5条 運営委員会は、委員長が必要と認めたときは、これを開催する。

第2章 協議会事務局

(構成)

第6条 規約第18条に定める協議会事務局は、施工グループの持ち回りとする。

(事務)

第7条 協議会事務局は、次の事務を行う。

- (1) 第11条第1項第1号に定める報告事項の集計
- (2) 施工グループの登録等に関する事務
- (3) 協議会の会議等の開催に関する事務
- (4) 協議会活動の広報
- (5) 会員相互の連絡調整
- (6) その他協議会の運営に関する事務

第3章 登録基準、手続き等

(法人等の基準)

第8条 規約第3条における法人等は、次のとおりとする。

- (1) 会社法第2条第1項第1号に基づく会社で、第911条第3項3号、第912条第1項第3号、第913条第1項第3号及び第914条第1項第3号に基づく登記の本店の所在場所が福岡県内にあるもの。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条に基づく中小企業等協同組合で、事務所の所在場所が福岡県内にあるもの。
- (3) 中間法人法第2条第1項に基づく中間法人で、事務所の所在場所が福岡県内にあるもの。
- (4) 法律に基づかない団体にあつては、主たる活動拠点が福岡県内にあるもので総会の承認を得たもの。

(施工グループの登録基準)

第9条 規約第3条における施工グループの登録基準は、次のとおりとする。

- (1) 施工グループ事務局を法人等に有すること。
- (2) 施工グループとしての遵守基準や規約を保有すること。
- (3) 施工グループを構成する登録事業者によるリフォーム工事にし、工事完了時における検査体制を有すること。
- (4) 施工グループは次条に定める基準等に適合する登録事業者で構成され、その登録事業者数が10以上であること。
- (5) 施工グループ内の登録事業者に対し、定期的に技術教育等を行うこと。
- (6) 施工グループとして5年間以上活動していること。
- (7) 施工グループ情報を開示することについて承諾すること。

(登録事業者の登録基準)

第10条 登録事業者の登録基準等は、次のとおりとする。

- (1) 福岡県内に本店を有すること。
- (2) リフォネット登録事業者であること。
- (3) リフォーム工事にし、工事中の損害補償の機能を有すること。
- (4) リフォーム工事に従事して5年以上経過していること。
- (5) 登録事業者情報を開示することについて承諾すること。

(施工グループ事務局の役割)

第11条 施工グループ事務局は、協議会の運営にし、次の役割を担うこととする。

- (1) 次の事項にし、協議会事務局への報告
 - 一 相談件数、見積件数、契約件数等にし、する事項
 - 二 登録事業者にし、する事項
 - 三 リフォームトラブルにし、する事項
 - 四 その他協議会の運営にし、必要な事項
- (2) 県民の依頼に對する施工グループ内の適切な登録事業者の紹介
- (3) 施工グループを構成する登録事業者の要件の確認
- (4) 施工グループを構成する登録事業者の技術力と提案力の向上にし、する研修会等の実施
- (5) 施工グループを構成する登録事業者によるリフォームトラブルへの対応
- (6) 協議会活動の広報
- (7) その他協議会運営への協力

(施工グループの登録手続き)

第12条 施工グループの登録手続きは次のとおり行うものとする。

- (1) 協議会へ施工グループの登録を希望する法人等は、協議会の趣旨を理解した上で、福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会施工グループ登録申請書及び福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会に関する確認書（以下、「施工グループ登録申請書等」という）を協議会事務局に申請する。
- (2) 運営委員会は、施工グループ登録申請書等が提出された場合、第9条の施工グループの基準に基づき審査を行う。
- (3) 協議会事務局は承認結果等を、申請した法人等に対して書面で通知する。

(施工グループの退会手続き)

第13条 退会を希望する会員は、福岡県リフォーム推進ネットワーク施工グループ退会届を協議会事務局へ提出する。

- 2 福岡県リフォーム推進ネットワーク退会届を提出した場合は、事業年度終了をもって退会するものとする。

(施工グループの登録変更)

第14条 施工グループ事務局は、登録内容に変更がある場合は、福岡県リフォーム推進ネットワーク登録変更届を協議会事務局へ提出する。

(登録事業者の遵守事項)

第15条 登録事業者は次の事項について、遵守しなければならない。

- (1) 住宅リフォーム推進協議会が定める「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を遵守すること。
 - 一 依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努める。
 - 二 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努める。
 - 三 見積や契約等について誤解を生じないよう正確でわかりやすい書面により、適正な業務遂行に努める。
 - 四 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努める。
 - 五 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努める。
 - 六 住まいの質の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努める。
 - 七 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な住生活環境の実現と、資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。
- (2) 住宅リフォーム推進協議会が作成する「標準契約書式」を使用すること。ただし、標準契約書式と同等以上のものを使用する場合は、この限りではない。
- (3) 住宅リフォームに関連する法令、及び諸規定を遵守すること。
- (4) 契約を行う際には、リフォームの工事登録制度の活用を施主に説明すること。
- (5) 工事が完了し施主へ引き渡した後1ヶ月目をめどに工事箇所への点検を実施するなどのアフターフォローを行うこと。
- (6) 消費者とのトラブルが発生した場合は、真摯に対応を行い、施工グループ事務局に報告すること。

(その他)

第16条 会員が協議会活動の信用を失墜させる行為を行った場合の処分について、会員は、理事会の議決に従うこととする。

2 信用を失墜させる行為については、次のとおりとする。

- (1) 国や地方公共団体から悪質な事業者等として社名等を公表されたとき。
- (2) 主務官庁からその営業について業務停止等の処分を受けたとき。
- (3) 登録申請の内容が虚偽であることが判明したとき。
- (4) 制度の各規定における義務や遵守事項に悪質な違反があるとき。

附則

- 1 本協議会設立総会時（平成19年10月3日）における設立趣意書に記載された発起人は、規約第5条の総会の承認を得た法人等とみなす。
- 2 第6条に規定する協議会事務局は、本協議会設立の日（平成19年10月3日）から平成20年3月31日までは、福岡中小建設業協同組合に置く。
- 3 財団法人福岡県建築住宅センターは、本協議会設立の日（平成19年10月3日）から平成20年3月31日まで事務局の実務を補佐する。
- 4 この運営要領は、本協議会の設立の日（平成19年10月3日）から施行する。

附則（平成20年5月21日総会承認）

- 1 第6条に規定する協議会事務局は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までは、福岡中小建設業協同組合に置く。
- 2 財団法人福岡県建築住宅センターは、平成20年4月1日から平成21年3月31日までは、事務局の実務を補佐する。